

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可申請書

年 月 日

千葉県知事

ちば電子申請サービスから
出力したものを提出してく
ださい。

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号
担当者名

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の規定により、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

事業の範囲(取り扱う特別管理産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)	1 事業の区分 積替え、保管を(行う・行わない) 2 取り扱う廃棄物
事務所及び事業場の所在地	事務所 〒 電話番号
	事業場 電話番号
事業の用に供する施設の種類及び数量	
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ	
※ 事 務 処 理 欄	

事業の範囲	事業の区分	積替え、保管を行わない	
	取り扱う廃棄物	以下のとおり	
	No.	種類	取扱いの有無
	①	廃油（揮発油類、灯油類、軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く）	
	②	廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く）	
	③	廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く）	
	④	感染性産業廃棄物（特定有害産業廃棄物であるものを除く）	
	⑤	廃PCB等	
	⑥	PCB汚染物	
	⑦	PCB処理物	
	⑧	廃水銀等	
	⑨	廃石綿等	
	⑩	銻さい（特定有害物質を含むもの）※取り扱う有害物質の詳細は別表のとおり	
	⑪	ばいじん（特定有害物質を含むもの）※取り扱う有害物質の詳細は別表のとおり	
	⑫	燃え殻（特定有害物質を含むもの）※取り扱う有害物質の詳細は別表のとおり	
	⑬	廃油（特定有害物質を含むもの）※取り扱う有害物質の詳細は別表のとおり	
	⑭	汚泥（特定有害物質を含むもの）※取り扱う有害物質の詳細は別表のとおり	
⑮	廃酸（特定有害物質を含むもの）※取り扱う有害物質の詳細は別表のとおり		
⑯	廃アルカリ（特定有害物質を含むもの）※取り扱う有害物質の詳細は別表のとおり		
限定 （例：②については、廃バッテリーに限る）			
事務所	郵便番号		
	住所		
	電話番号		
事業場	郵便番号	なし	
	住所	なし	
	電話番号	なし	
事業の用に供する施設	車両等		
	容器		
積替・保管施設		なし	

注1 申請に係る取り扱う特別管理産業廃棄物の種類について、「取扱いの有無」の欄に「○」を記入し、取り扱わない種類は空欄としてください。

注2 ⑩～⑯を取り扱う場合は、別表に取り扱う有害物質の詳細を記入してください。⑩～⑯を取り扱わない場合は、別表は不要です。

注3 限定については、「限定」欄に記入してください。

(第2面)

既に処理業の許可(他の都道府県のものを含む。)を有している場合はその許可番号(申請中の場合には、申請年月日)	都道府県・市名	許可番号(申請中の場合には、申請年月日)
申請者(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
法定代理人(申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合)		
(個人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日	本籍 住所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名称		住所
役員(法定代理人が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所
役員(申請者が法人である場合)		
(ふりがな) 氏名	生年月日 役職名・呼称	本籍 住所

※ 氏名、法人の名称には必ず「ふりがな」を付してください。

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者(申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者がいるとき)

発行済株式の 総数	株		出資の額	円
	(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本 籍
割 合			住 所	
			%	
			%	
			%	
			%	
			%	
			%	

令第6条の10に規定する使用人 (申請者に当該使用人がある場合)

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍
	役職名・呼 称	住 所

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※ 手数料欄

※ 氏名、法人の名称には必ず「ふりがな」を付してください。